

適正な料金算定の検討について

令和6（2024）年4月22日（月）

上田市上下水道審議会

上田市上下水道局

1. 水道および下水道事業経営の特質

- ・ 市営私有の水道事業と公益事業の特質

- 公益事業の3要件

- ① 日常生活に必要不可欠
 - ② サービス（公の施設）を提供する
 - ③ 企業（公営企業と民間企業の双方を含む）

- ・ 公益事業の経営管理

- 電気事業、ガス事業などと同様の民間的な経営を行う

- ・ 地方公営企業制度の仕組みと特色

- ・ 地方公営企業制度の歴史的変遷と経営管理

- 民間委託と公営のいずれが良いのかの検討
 - 広域化と個別の経営のあり方

- ・ 下水道事業は「準公益事業」

- ① 普及率が徐々に高まることによって、日常生活に必要不可欠
 - ② 普及率の向上に伴ってサービス（公の施設）を提供する
 - ③ 企業（下水道法では民間企業の経営を認めていない）

2. 上下水道に対する現在の国の方針：ウォーターPPP

1. 国の新しい政策と民間活用の方向性

PPP/ PFI(官民連携)は、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法であり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱となるものと位置付けられている。

令和5年6月2日に開催された、第19回民間資金等活用事業推進会議(PFI 推進会議)で、PPP / PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)が決定された。ポイントは、

- ① 事業件数10年ターゲットの設定、
- ② 新分野の開拓、
- ③ PPP/ PFI 手法の進化・多様化、の3点である。

この①の中に、下水道も含む重点分野において10年間で取り組む合計575件の事業件数ターゲットの設定と、「ウォーターPPP」等多様な官民連携方式の導入が盛り込まれている。

また、前記の会議で、岸田総理は、「水分野の取組を強化」すること、また、「上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPP の導入を進める」ことを発言・指示している。

これらを受けて、下水道分野では、令和8年度までに6件のコンセッション方式の具体化、令和13年度までに水道100件、下水道100件、工業用水道25件のウォーターPPP が、具体化目標として設定されている。

2. ウォーターPPP の概要

ウォーターPPP は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式の総称である。

このうち、管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、複数年度・複数業務による民間委託(レベル1～3)とコンセッション方式(レベル4)の間に位置することからレベル3.5とも呼ばれている。

レベル 3.5 は、

- ① 長期契約(原則 10 年)、
- ② 性能発注、
- ③ 維持管理と更新の一体マネジメント、
- ④ プロフィットシェア、の 4 要件をすべて充足する民間委託をいう。

維持管理に、更新(改築)の要素が加わり、一体となることで、コンセッション方式に準ずる効果・メリットを期待でき、一方、公共施設等運営権の設定を必要としない等、コンセッション方式よりも取り組みやすいものになっていると期待されている。

3. 管理・更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)とは?

国土交通省(令和6年4月1日より、水道と下水道の両方を所管)は、このウォーター PPP について、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効な手段として、また、下水道事業・経営の持続可能性の確保に向けた大きな転換点と位置付けており、積極的かつ可能な限り速やかな導入検討の開始を要請している。

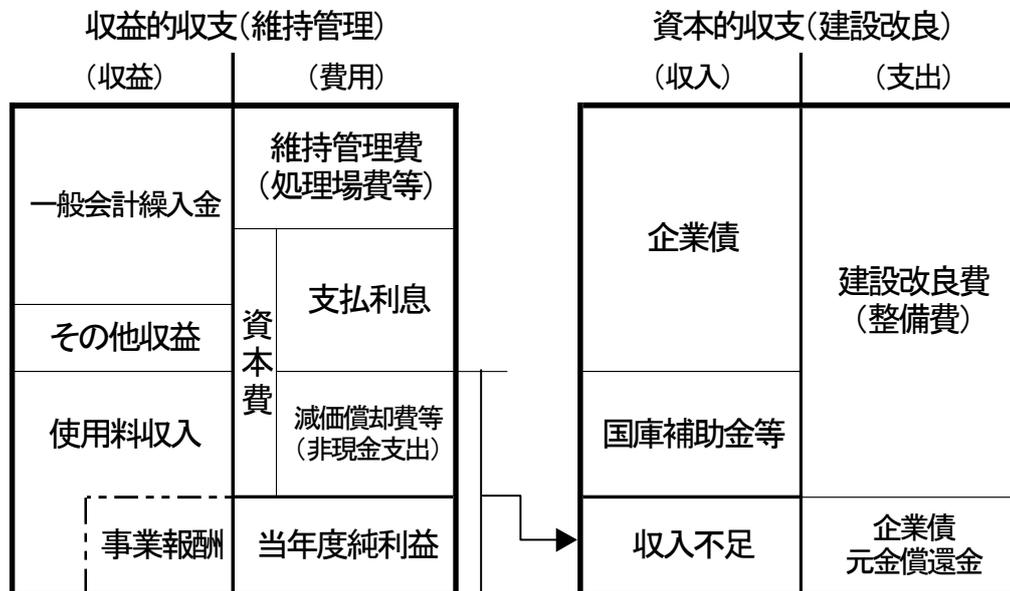
PPP / PFI 推進アクションプラン(令和 5 年改定版)では、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター PPP 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する」こととされており、令和 9 年度以降、污水管改築の国費支援を受けるには、この要件を充足する必要がある。

→ 交付金の要件化への対応として、下水道 100 件は達成の見通し

→ 水道についても交付金の要件化とすることが検討されているが、水道事業も民間委託を拡充する方向でよいのか、を吟味する必要があると思われる。

3. 決算書と当年度純利益の関係

(1) 決算書と当年度純利益の関係



(2) 公営企業における利益とは「公共的必要余剰」

- ① 民間企業の利益は「もうけ」
- ② 公営企業の利益は「資本的支出の財源」
 - 資本的支出とは「建設改良費」と「企業債の償還」の財源＝公営企業は利益（公共的必要余剰）がなければ持続できない。
- ③ 法律（地方公営企業法）も利益計上を前提としている。

（計理の方法）

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。→損益計算書の適正な作成を要求

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならない。→貸借対照表の適正な作成を要求

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない→「健全な運営」として公共的必要余剰の計上を要求

4. 上下水道料金の決定方式

(1) 総括原価主義と原価補償主義の異同

- ・ 総括原価は「当年度純利益」を含む
→水道、下水道は料金で施設整備
- ・ 原価補償主義は利益を含まない
→道路は税金で施設整備

(2) 地方公営企業法の料金制度

(3) 水道法による料金制度

- ・ 水道は「料金」（原則は独立採算制）
- ・ 下水道は「使用料」（原則は一部に税の投入を予定）
※ 利用形態と負担の公平の考え方による違い

(注) 法令についてはその都度説明した方が合理的であることから、これ以降では条文を重複して掲載していることをあらかじめお断りしておく。（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(4) 下水道法による使用料決定方式

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(5) 適正な当年度純利益の水準と適正上下水道料金

資産維持費=当年度純利益=建設改良費の財源及び企業債償還財源

(6) 用途別料金と口径別料金

(7) 料金水準と料金体系のあり方

料金水準とは回収すべき金額の総額

→民間企業の売上高に相当する

料金体系とは誰からいくら回収（負担頂く）するのか

→ 大口利用者（企業等）と小口利用者（個人等）の配分の問題

(8) 基本水量を付すことの是非と問題点

(9) 逡増度(水道)と累進度(下水道)の基本的考え方

逡増度（又は累進度）（単位：倍）=料金の最高単価÷料金の最小単価

※数値が大きいほど格差が大きいことを意味する。

※都市部は大きく(例.5～8倍)、地方都市は小さくなる(例.2～3倍)傾向にある。

5. 水道料金の決定原則と料金水準

- 適正料金の算定は、「料金総額の決定」と「料金体系の構成」からなる。
- 料金水準とは、料金総額の決定をいう。この場合、「企業としての実体資本を維持するための適正な資産維持費」を含むものである。

- 総括原価主義

能率的な経営の下における適正な原価＋適正利潤

(1) 費用積み上げ方式

(2) 公営企業料金の決定原則：地公企法第21条第2項

- ① 公正妥当なものであること
- ② 能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること
- ③ 健全な運営の維持を確保するものであること

6. 水道料金改定の実務（料金水準・体系）

- 個別原価主義の観点からは口径別料金体系が望ましい。
- 基本水量制は廃止が望ましい。

(1) 用途別料金体系・・・負担力主義

(2) 口径別料金体系・・・個別原価主義

(3) 差別価格のとられる前提条件

- ① 市場が独占、あるいは準独占の状態にあること
- ② その商品が、移転不能性のものであること
- ③ 需要弾力性を異にする複数の需要種別に市場が分類できること

(4) 基本水量制

- ① 基本水量付き基本料金・・・A地区 8 m³まで 2,240 円(口径 13 mm)、
B地区 10 m³まで 2,200 円(家事用水)
- ② 基本水量なし基本料金・・・C地区
(出所)S市水道局「平成 18 年度 水道事業年報」

(5) 料金政策

- ① 需要抑制型
- ② 需要促進型
- ③ その他、(例. 公衆浴場料金)

◆水道料金基本問題調査会答申(会長：植草益)平成 8 年 8 月

- 基本水量制の廃止
- 逡増度の緩和
- 累積赤字の原価算入の適否
- 用途別料金体系と口径別料金体系

水道法第14条

(供給規程)

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7. 上下水道料金改定の検討の着眼点

水道料金算定要領と審議会の進め方

8. 社会政策的料金と水道料金収入

1. 社会政策的料金・福祉型料金
2. 実務上の対応策
 - ・ 社会的政策料金の導入による料金収入の減少を誰が負担するのか
 - ・ 水道事業の「経営」と「行政目的」の矛盾

9. 合理的な水道料金審議会の進め方

1. 適正水道料金算定機関
2. 水道料金審議会の設置
 - 委員の適正人数、委員の構成・委員の所属
 - 会長の選出、委員勉強会の開催、答申書作成の小委員会の設置

10. 料金適正化の審議の着眼点

1. 一般会計繰入と料金による経営の調和の図り方

【地方公営企業法】

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(出資)

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

2. 経済的弱者や産業振興のための料金軽減の是非の見方

3. 物価上昇における現在の社会環境と公共料金適正化のあり方

4. 水道、下水道会計の手元の現金預金の適正残高と運用方法

5. 黒字決算と適正料金のあり方

6. その他の上下水道の経営基盤強化のあり方と実現可能性

7. 電気・ガス・上下水道その他の公益事業の料金の推移

(円/年)

	電気代	ガス代	上下水道料	固定電話通信料	携帯電話通信料
2000年	116,180	70,660	57,512	69,956	28,598
2001年	112,948	70,444	58,039	65,082	38,695
2002年	112,618	68,508	58,754	54,918	56,368
2003年	108,912	69,221	58,329	51,152	67,614
2004年	111,627	66,431	60,018	48,743	73,308
2005年	110,603	66,786	60,603	44,062	77,044
2006年	113,545	69,236	60,834	41,939	83,558
2007年	111,014	68,177	61,087	39,537	87,398
2008年	117,410	71,647	60,580	37,212	92,098
2009年	115,758	68,431	60,279	34,881	95,200
2010年	118,204	66,171	60,587	34,306	96,656
2011年	115,092	65,390	60,964	34,160	95,884
2012年	122,382	67,925	60,972	33,883	97,571
2013年	128,086	66,948	61,852	33,116	99,907
2014年	134,441	68,510	61,402	31,093	105,398
2015年	132,715	67,918	62,657	29,980	111,013
2016年	121,196	58,768	62,141	27,097	118,398
2017年	123,739	56,698	62,384	24,378	122,496
2018年	129,175	57,118	61,253	21,385	126,091
2019年	129,905	58,230	60,524	21,116	127,336
2020年	128,050	56,747	63,058	19,531	126,973
2021年	123,804	55,778	64,940	18,498	125,093
2022年	152,138	62,788	62,487	17,027	118,113

(注) 二人以上世帯の集計値 (総務省統計局「家計調査」より)

8. 上下水道料金の算定要領（算定基準）の提示と検討

● 上田市の水道料金の現状

上田市の水道料金は、地方公営企業法第21条第2項および、水道法第14条に基づいて徴収されている。

上田市の水道料金算定の適正化について

上田市の水道料金を今後将来にわたって適正に維持していくためには、その算定方法が問題となる。

現在のところ、上田市水道事業においては、水道料金算定に関する基準が制定されておらず、基本的な考え方については、「水道料金算定要領」（日本水道協会発行）に依拠している。

しかしながら、この日本水道協会による水道料金算定要領は、広く日本全体の水道事業者が基礎とすべき方針を定めたものにすぎず、上田市の地域の実情に即した算定方式となっていない。

そのため「上田市水道料金算定要領」を策定することによって、水道料金算定の適正化を図ることが適当である。その案を次に示す。なお、今後、水道広域化による経営統合の場合には、各構成団体が必要に応じて水道料金適正化を行うこととなるため、各構成団体はここに示す「上田市水道料金算定要領」（案）に準じて水道料金算定を行うことが適当である。こうした水道料金算定要領に基づかない場合には、水道料金算定が不規則的かつ恣意的な運用となりかねず、公益事業としての水道料金としては容認しえないものとなる。

以上より、①上田市としての水道料金算定要領を策定すること、②水道広域化の構成団体が個別に水道料金算定要領を策定することが必要である。

「上田市水道料金算定要領」(案)

令和〇年〇月：上田市上下水道審議会

まえがき

水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化をはかるために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやしくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の効率的经营を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くことになるからである。

このような事態を回避若しくは解決するための最大の要件は、料金の適正化を図ることである。
そして、料金が適正であるためには、
第1に、事業の効率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。
第2に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価を含むものであること。
第3に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであることが必要である。

第1条(総則)

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮しなければならない。

第2条(総括原価)

水道料金は、過去の実績及び社会・経済情勢の推移に基づく合理的な水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要な資本費用((注)あるいは資産維持費に置き換えてもよい)を加えて算定しなければならない。

第3条(料金算定期間)

料金算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、料金算定期間中に予測し得なかった社会・経済情勢の急激な変化、又は事業計画の変更等が生じた場合には、料金算定期間中といえども適時に料金改定をすることを妨げない。

第4条(営業費用)

営業費用は、職員給与費、修繕費、減価償却費、受水費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

1 職員給与費

職員給与費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算出した額とする。

特に、退職給付費は、職員の年齢構成の実態等をもとに、合理的に見積もらなければならない。

2 修繕費

修繕費は、水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

3 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

4 受水費

受水費は、用水供給事業者((注)具体的な用水供給事業者名に置き換えてもよい)が算出した用水給水単価を乗じた額とする。ただし、用水給水単価については、水道料金の高料金の要因となっていることから、適時、用水給水単価の値下げについて用水供給事業者と協議を行うこととする。

5 その他の維持管理費

薬品費、動力費、委託料、手数料、備品・消耗品費等、その他の維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を考慮して、適正に算定した額とする。

6 控除項目

控除項目は、給水収益以外の収益(他会計負担金、その他営業収益、営業外収益、特別収益)で、過去の実績及び料金算定期間の事業計画等を考慮して、適正に算定した額とする。なお、長期前受金戻入を控除項目とするか否かについては、将来の水道施設の建設改良費の財源の確保との観点から判断することとする。

第5条(資本費用)

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持拡充に必要とされる資産維持費の合計額とする。

1 支払利息

支払利息は、企業債の利息並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

2 資産維持費とする資本報酬

資産維持費は、事業の実態資本を維持等のために、施設の拡充、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、要修繕固定資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

第6条(経営効率化計画)

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、これを総括原価に反映させなければならない。

第7条(料金体系)

1 個別原価主義

水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金の二部料金として設定するものとする。

各使用者群は、給水管の口径により分類する。

2 基本料金

基本料金は、原則として固定的原価を基礎として算定するものとする。

ただし、基本料金が著しく高額になる場合には、固定的原価に $(1 - \text{負荷率})$ を乗じて得た額を基本料金原価とすることができる。

3 従量料金

従量料金は、料金の激変を緩和するため、逓増型従量料金体系として構成するものとする。

→ 下水道使用料についても同様に策定することが望ましい

＜関係法令＞

地方自治法

第三節 収入

(地方税)

第二百二十三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

地方公営企業法

第三章 財務

(特別会計)

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(出資)

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

(事業年度)

第十九条 地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(企業債についての配慮)

第二十二条 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債(以下「企業債」という。)の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(償還期限を定めない企業債)

第二十三条 地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないのである。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

水道法

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

第二節 業務

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な經營の下における適正な原価に照らし、健全な經營を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。

ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

下水道法

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

令和4年度 上田市水道事業比較損益計算書

(単位：千円・%)

科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		対前年比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
営業収益	2,284,606	100.0	2,320,309	100.0	2,384,527	100.0	64,218	2.8
給水収益	2,171,797	95.1	2,201,445	94.9	2,271,425	95.3	69,980	3.2
受託工事収益	3,655	0.2	4,296	0.2	359	0.0	△ 3,937	△ 91.6
小水力発電売電収益	5,220	0.2	4,535	0.2	3,794	0.2	△ 741	△ 16.3
下水道事務受託収益	93,562	4.1	99,068	4.2	98,194	4.0	△ 874	△ 0.9
その他営業収益	10,372	0.5	10,965	0.5	10,755	0.5	△ 210	△ 1.9
営業費用	2,271,667	100.0	2,382,234	100.0	2,455,602	100.0	73,368	3.1
原水及び浄水費	467,707	20.7	463,226	19.4	568,074	23.1	104,848	22.6
配水及び給水費	113,379	5.0	132,227	5.6	101,296	4.1	△ 30,931	△ 23.4
量水器費	50,378	2.2	93,176	3.9	75,686	3.1	△ 17,490	△ 18.8
受託工事費	27	0.0	535	0.0	409	0.0	△ 126	△ 23.6
小水力発電費	1,618	0.1	2,058	0.1	837	0.0	△ 1,221	△ 59.3
営業費	143,984	6.3	155,102	6.5	150,489	6.1	△ 4,613	△ 3.0
総係費	343,300	15.1	348,980	14.6	360,022	14.7	11,042	3.2
減価償却費	1,129,361	49.6	1,151,930	48.4	1,179,657	48.1	27,727	2.4
資産減耗費	21,913	1.0	35,000	1.5	19,132	0.8	△ 15,868	△ 45.3
営業利益(△損失)	12,939	-	△ 61,925	-	△ 71,075	-	△ 9,150	△ 14.8
営業外収益	398,090	100.0	396,002	100.0	397,640	100.0	1,638	0.4
受取利息及び配当金	1,565	0.4	1,585	0.4	1,913	0.5	328	20.7
加入金	29,601	7.4	33,163	8.4	41,761	10.5	8,598	25.9
他会計補助金	18,448	4.6	17,522	4.4	15,959	4.0	△ 1,563	△ 8.9
長期前受金戻入	334,268	84.0	338,833	85.6	330,156	83.0	△ 8,677	△ 2.6
雑収益	14,208	3.6	4,899	1.2	7,852	2.0	2,953	60.3
営業外費用	130,869	100.0	117,251	100.0	104,476	100.0	△ 12,775	△ 10.9
支払利息及び企業債取扱諸費	126,934	97.0	114,529	97.7	100,967	96.6	△ 13,562	△ 11.8
その他雑支出	3,935	3.0	2,722	2.3	3,509	3.4	787	28.9
経常利益(△損失)	280,160		216,826		222,089		5,263	2.4
特別利益	-	-	7,764	100.0	632	100.0	△ 7,132	△ 91.9
固定資産売却益	-	-	-	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	7,764	100.0	632	100.0	△ 7,132	△ 91.9
特別損失(△)	-	-	△ 166	100.0	-	100.0	166	皆減
災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-	-
その他特別損失	-	-	△ 166	100.0	-	-	166	皆減
当年度純利益(△純損失) A	280,160		224,425		222,721		△ 1,704	
その他未処分利益 剰余金変動額 B	229,023		280,160		224,425		△ 55,735	
当年度未処分利益剰余金 (△当年度未処理欠損金) C (C = A + B)	509,183		504,585		447,146		△ 57,439	

※ 令和3年度未処分利益剰余金5億458万5千円のうち、2億8,016万円は資本金へ組み入れられました。また、2億2,442万5千円は減債積立金に積立て後、企業債の償還に充てられました。

令和4年度 上田市水道事業比較貸借対照表

【借方 (資産)】

(単位:千円・%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
1 固定資産	26,057,594	85.0	26,383,205	87.1	26,362,376	86.7	△ 20,829	△ 0.1
(1) 有形固定資産	25,854,547	84.3	26,185,135	86.4	26,169,282	86.1	△ 15,853	△ 0.1
イ 土地	811,065	2.6	811,718	2.7	813,683	2.7	1,965	0.2
ロ 建物	315,432	1.0	297,246	1.0	287,349	0.9	△ 9,897	△ 3.3
ハ 構築物	23,109,104	75.4	23,111,217	76.3	22,911,964	75.4	△ 199,253	△ 0.9
ニ 機械及び装置	1,432,756	4.7	1,697,703	5.6	1,814,701	6.0	116,998	6.9
ホ 車両運搬具	18,282	0.1	33,155	0.1	27,671	0.1	△ 5,484	△ 16.5
ヘ 工具器具及び備品	60,294	0.2	78,438	0.3	73,542	0.2	△ 4,896	△ 6.2
ト 建設仮勘定	107,613	0.4	155,657	0.5	240,372	0.8	84,715	54.4
(2) 無形固定資産	103,032	0.3	98,056	0.3	93,079	0.3	△ 4,977	△ 5.1
イ 電話加入権	1,252	0.0	1,252	0.0	1,252	0.0	0	0.0
ロ 施設利用権	101,031	0.3	96,184	0.3	91,337	0.3	△ 4,847	△ 5.0
ハ 水利権	543	0.0	465	0.0	388	0.0	△ 77	△ 16.6
ニ 借地権	206	0.0	155	0.0	103	0.0	△ 52	△ 33.5
(3) 投資その他の資産	100,015	0.3	100,015	0.3	100,015	0.3	0	0.0
イ 投資有価証券	100,000	0.3	100,000	0.3	100,000	0.3	0	0.0
ロ 出資金	15	0.0	15	0.0	15	0.0	0	0.0
ハ 破産更生債権	6,312	0.0	1,089	0.0	585	0.0	△ 504	△ 46.3
貸倒引当金	△ 6,312	0.0	△ 1,089	0.0	△ 585	0.0	504	46.3
2 流動資産	4,603,668	15.0	3,914,590	12.9	4,026,914	13.3	112,324	2.9
(1) 現金及び預金	4,131,550	13.5	3,511,825	11.6	3,689,123	12.2	177,298	5.0
(2) 未収金	302,383	1.0	339,944	1.1	257,958	0.8	△ 81,986	△ 24.1
貸倒引当金	△ 4,242	0.0	△ 396	0.0	-	-	396	皆減
(3) 貯蔵品	22,477	0.1	21,946	0.1	21,612	0.1	△ 334	△ 1.5
イ 原材料	17,688	0.1	17,537	0.1	17,569	0.1	32	0.2
ロ 量水器	4,789	0.0	4,408	0.0	4,043	0.0	△ 365	△ 8.3
(4) 前払金	151,500	0.5	41,271	0.1	58,220	0.2	16,949	41.1
資産合計	30,661,262	100.0	30,297,795	100.0	30,389,290	100.0	91,495	0.3

【貸方 (負債・資本)】

(単位:千円・%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
3 固定負債	7,760,388	25.3	7,369,581	24.3	7,328,102	24.1	△ 41,479	△ 0.6
(1) 企業債	7,136,923	23.3	6,764,074	22.3	6,720,139	22.1	△ 43,935	△ 0.6
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,136,923	23.3	6,764,074	22.3	6,720,139	22.1	△ 43,935	△ 0.6
(2) 引当金	623,466	2.0	605,507	2.0	607,963	2.0	2,456	0.4
イ 修繕引当金	271,775	0.9	271,775	0.9	271,775	0.9	0	0.0
ロ 退職給付引当金	351,691	1.1	333,733	1.1	336,188	1.1	2,455	0.7
4 流動負債	1,180,110	3.8	1,082,249	3.6	1,150,461	3.8	68,212	6.3
(1) 企業債	598,416	2.0	617,249	2.0	598,635	2.0	△ 18,614	△ 3.0
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	598,416	2.0	617,249	2.0	598,635	2.0	△ 18,614	△ 3.0
(2) 未払金	548,064	1.8	430,058	1.4	521,526	1.7	91,468	21.3
(3) 引当金	30,146	0.1	28,750	0.1	29,176	0.1	426	1.5
イ 賞与引当金	25,290	0.1	24,195	0.1	24,510	0.1	315	1.3
ロ 法定福利費引当金	4,856	0.0	4,555	0.0	4,666	0.0	111	2.4
(4) その他流動負債	3,484	0.0	6,192	0.0	1,124	0.0	△ 5,068	△ 81.8
5 繰延収益	7,436,664	24.3	7,337,318	24.2	7,179,229	23.6	△ 158,089	△ 2.2
(1) 長期前受金	7,436,664	24.3	7,337,318	24.2	7,179,229	23.6	△ 158,089	△ 2.2
イ 受贈財産評価額	216,415	0.7	214,632	0.7	229,762	0.7	15,130	7.0
ロ 国県補助金	1,447,844	4.7	1,421,139	4.7	1,399,938	4.6	△ 21,201	△ 1.5
ハ 一般会計補助金・負担金	1,323,689	4.3	1,350,843	4.5	1,387,769	4.6	36,926	2.7
ニ 工事負担金	2,465,536	8.1	2,471,718	8.1	2,382,931	7.8	△ 88,787	△ 3.6
ホ その他	1,983,180	6.5	1,878,986	6.2	1,778,829	5.9	△ 100,157	△ 5.3
(負債合計)	16,377,162	53.4	15,789,149	52.1	15,657,792	51.5	△ 131,357	△ 0.8
6 資本金	13,773,302	44.9	14,002,324	46.2	14,282,485	47.0	280,161	2.0
7 剰余金	510,799	1.7	506,322	1.7	449,014	1.5	△ 57,308	△ 11.3
(1) 資本剰余金	1,616	0.0	1,737	0.0	1,867	0.0	130	7.5
イ 受贈財産評価額	148	0.0	269	0.0	399	0.0	130	48.3
ロ 国補助金	1,468	0.0	1,468	0.0	1,468	0.0	0	0.0
(2) 利益剰余金	509,183	1.7	504,585	1.7	447,146	1.5	△ 57,439	△ 11.4
イ 当年度未処分利益剰余金	509,183	1.7	504,585	1.7	447,146	1.5	△ 57,439	△ 11.4
(うち当年度純利益)	(280,160)	(0.9)	(224,425)	(0.7)	(222,721)	(0.7)	(△ 1,704)	(△ 0.8)
(資本合計)	14,284,100	46.6	14,508,647	47.9	14,731,498	48.5	222,851	1.5
負債・資本合計	30,661,262	100.0	30,297,795	100.0	30,389,290	100.0	91,495	0.3

令和4年度 上田市公共下水道事業比較損益計算書

(単位：千円・%)

区 分 科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		対前年比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
営 業 収 益	2,574,451	100.0	2,600,499	100.0	2,624,215	100.0	23,716	0.9
下水道使用料	2,437,872	94.7	2,454,724	94.4	2,460,388	93.8	5,664	0.2
他会計補助金	135,923	5.3	145,419	5.6	163,150	6.2	17,731	12.2
その他営業収益	657	0.0	356	0.0	677	0.0	321	90.2
営 業 費 用	4,081,793	100.0	3,928,663	100.0	4,010,529	100.0	81,866	2.1
管 渠 費	128,066	3.1	76,731	2.0	84,180	2.1	7,449	9.7
ポンプ場費	21,721	0.5	14,292	0.4	15,224	0.4	932	6.5
処理場費	731,933	17.9	638,093	16.2	769,918	19.2	131,825	20.7
水質規制費	2,462	0.1	2,545	0.1	2,636	0.1	91	3.6
普及促進費	502	0.0	1,797	0.0	1,802	0.0	5	0.3
業務費	77,465	1.9	82,681	2.1	80,257	2.0	△ 2,424	△ 2.9
総係費	114,131	2.8	122,849	3.1	128,569	3.2	5,720	4.7
修繕費※	50,470	1.2	136,085	3.5	113,030	2.8	△ 23,055	△ 16.9
修繕引当金戻入益※	△ 50,470	△ 1.2	△ 136,085	△ 3.5	△ 113,030	△ 2.8	23,055	16.9
減価償却費	2,950,865	72.4	2,850,981	72.6	2,787,941	69.5	△ 63,040	△ 2.2
資産減耗費	54,648	1.3	138,696	3.5	140,003	3.5	1,307	0.9
営業利益(△損失)	△ 1,507,342		△ 1,328,164		△ 1,386,313		△ 58,149	△ 4.4
営 業 外 収 益	3,300,254	100.0	3,292,164	100.0	3,234,331	100.0	△ 57,833	△ 1.8
受取利息及び配当金	760	0.0	752	0.0	700	0.0	△ 52	△ 6.9
他会計補助金	2,104,004	63.8	2,104,878	64.0	2,064,472	63.8	△ 40,406	△ 1.9
長期前受金戻入	1,192,933	36.1	1,185,852	36.0	1,160,850	35.9	△ 25,002	△ 2.1
その他雑収益	2,557	0.1	681	0.0	8,309	0.3	7,628	-
営 業 外 費 用	724,012	100.0	656,825	100.0	589,660	100.0	△ 67,165	△ 10.2
支払利息及び企業債取扱諸費	717,892	99.2	654,723	99.7	585,927	99.4	△ 68,796	△ 10.5
その他雑支出	6,120	0.8	2,102	0.3	3,733	0.6	1,631	77.6
経常利益(△損失)	1,068,900	-	1,307,176	-	1,258,358	-	△ 48,818	△ 3.7
特 別 利 益	1,272	-	736	-	2,443	-	1,707	231.9
その他特別利益	1,272	-	736	-	2,443	-	1,707	231.9
当年度純利益(△純損失) A	1,070,173		1,307,911		1,260,801		△ 47,110	
その他未処分利益 剰余金変動額 B	978,975		1,070,173		1,307,911		237,738	
当年度未処分利益剰余金 (△当年度未処理欠損金) C (C = A + B)	2,049,147		2,378,084		2,568,712		190,628	

※ 令和3年度未処分利益剰余金23億7,808万4千円のうち、10億7,017万3千円は資本金へ組み入れられました。また、13億791万1千円は減債積立金に積立て後、企業債の償還に充てられました。

※ 「会計に関する書類における注記」(IVその他)に基づき修繕引当金を引き当てた場合、営業費用修繕費に修繕引当金充当相当額を計上し、同額を修繕引当金戻入益において差し引きしています。

令和4年度 上田市公共下水道事業比較貸借対照表

【 借 方 (資 産) 】

(単位：千円・%)

区 分 科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
1 固定資産	79,284,228	95.4	78,866,152	95.1	77,448,699	95.4	△ 1,417,453	△ 1.8
(1)有形固定資産	79,284,228	95.4	78,866,152	95.1	77,448,699	95.4	△ 1,417,453	△ 1.8
イ 土地	3,569,675	4.3	3,623,651	4.4	3,623,686	4.4	35	0.0
ロ 建物	4,231,169	5.1	4,299,534	5.2	4,124,021	5.1	△ 175,513	△ 4.1
ハ 構築物	65,951,153	79.3	65,295,570	78.7	63,456,770	78.2	△ 1,838,800	△ 2.8
ニ 機械及び装置	4,993,030	6.0	4,475,217	5.4	5,033,889	6.2	558,672	12.5
ホ 車両運搬具	3,921	0.0	4,853	0.0	3,630	0.0	△ 1,223	△ 25.2
ヘ 工具器具及び備品	9,691	0.0	9,281	0.0	10,480	0.0	1,199	12.9
ト 建設仮勘定	525,590	0.6	1,158,047	1.4	1,196,222	1.5	38,175	3.3
(2)投資その他の資産	0	-	0	-	0	-	0	-
イ 破産更生債権	5,319	0.0	5,473	0.0	5,571	0.0	98	1.8
貸倒引当金	△ 5,319	0.0	△ 5,473	0.0	△ 5,571	0.0	△ 98	△ 1.8
2 流動資産	3,851,973	4.6	4,050,479	4.9	3,726,773	4.6	△ 323,706	△ 8.0
(1)現金及び預金	3,376,174	4.1	3,272,150	3.9	2,823,887	3.5	△ 448,263	△ 13.7
(2)未収金	466,315	0.6	729,078	0.9	772,993	1.0	43,915	6.0
貸倒引当金	△ 7,288	0.0	△ 5,419	0.0	△ 1,711	0.0	3,708	68.4
(3)前払金	16,772	0.0	54,670	0.1	131,605	0.1	76,935	140.7
資 産 合 計	83,136,200	100.0	82,916,631	100.0	81,175,472	100.0	△ 1,741,159	△ 2.1

【 貸 方 (負 債 ・ 資 本) 】

(単位：千円・%)

区 分 科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
3 固定負債	32,093,565	38.6	29,815,720	36.0	27,432,523	33.8	△ 2,383,197	△ 8.0
(1) 企業債	31,009,482	37.3	28,855,485	34.8	26,579,721	32.7	△ 2,275,764	△ 7.9
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	31,009,482	37.3	28,855,485	34.8	26,579,721	32.7	△ 2,275,764	△ 7.9
(2) 引当金	1,084,083	1.3	960,235	1.2	852,802	1.1	△ 107,433	△ 11.2
イ 修繕引当金	903,561	1.1	767,477	0.9	654,446	0.8	△ 113,031	△ 14.7
ロ 退職給付引当金	180,522	0.2	192,759	0.2	198,356	0.3	5,597	2.9
4 流動負債	3,816,896	4.6	4,180,912	5.0	3,884,964	4.8	△ 295,948	△ 7.1
(1) 企業債	3,310,913	4.0	3,400,699	4.1	3,359,770	4.1	△ 40,929	△ 1.2
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	3,310,913	4.0	3,400,699	4.1	3,359,770	4.1	△ 40,929	△ 1.2
(2) 未払金	480,376	0.6	764,673	0.9	510,848	0.7	△ 253,825	△ 33.2
(3) 引当金	14,947	0.0	14,723	0.0	14,077	0.0	△ 646	△ 4.4
イ 賞与引当金	12,592	0.0	12,351	0.0	11,758	0.0	△ 593	△ 4.8
ロ 法定福利費引当金	2,355	0.0	2,372	0.0	2,319	0.0	△ 53	△ 2.2
(4) その他流動負債	10,661	0.0	816	0.0	268	0.0	△ 548	△ 67.2
5 繰延収益	28,752,169	34.6	28,916,559	34.9	28,593,709	35.2	△ 322,850	△ 1.1
(1) 長期前受金	28,752,169	34.6	28,916,559	34.9	28,593,709	35.2	△ 322,850	△ 1.1
イ 受贈財産評価額	206,168	0.3	201,543	0.2	196,918	0.3	△ 4,625	△ 2.3
ロ 国補助金	17,802,718	21.4	17,713,869	21.4	17,330,470	21.3	△ 383,399	△ 2.2
ハ 一般会計補助金	4,471,101	5.4	4,722,287	5.7	4,908,232	6.0	185,945	3.9
ニ 受益者負担金等	6,272,182	7.5	6,278,860	7.6	6,158,088	7.6	△ 120,772	△ 1.9
(負債合計)	64,662,630	77.8	62,913,191	75.9	59,911,195	73.8	△ 3,001,996	△ 4.8
6 資本金	16,357,695	19.7	17,531,640	21.1	18,601,812	22.9	1,070,172	6.1
7 剰余金	2,115,876	2.5	2,471,800	3.0	2,662,464	3.3	190,664	7.7
(1) 資本剰余金	66,728	0.1	93,716	0.1	93,752	0.1	36	0.0
イ 国補助金	65,047	0.1	92,035	0.1	92,035	0.1	0	0.0
ロ 受贈財産評価額	1,681	0.0	1,681	0.0	1,716	0.0	35	2.1
(2) 利益剰余金	2,049,147	2.5	2,378,084	2.9	2,568,712	3.2	190,628	8.0
イ 当年度未処分利益剰余金	2,049,147	2.5	2,378,084	2.9	2,568,712	3.2	190,628	8.0
(うち当年度純利益)	(1,070,173)	(1.3)	(1,307,911)	(1.6)	(1,260,801)	(1.6)	(△ 47,110)	(△ 3.6)
(資本合計)	18,473,570	22.2	20,003,440	24.1	21,264,277	26.2	1,260,837	6.3
負債・資本合計	83,136,200	100.0	82,916,631	100.0	81,175,472	100.0	△ 1,741,159	△ 2.1

令和4年度 上田市農業集落排水事業比較損益計算書

(単位：千円・%)

科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		対前年比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
営 業 収 益	455,662	100.0	435,071	100.0	431,097	100.0	△ 3,974	△ 0.9
農業集落排水使用料	391,927	86.0	375,836	86.4	372,868	86.5	△ 2,968	△ 0.8
他会計補助金	63,650	14.0	59,138	13.6	58,139	13.5	△ 999	△ 1.7
その他営業収益	85	0.0	97	0.0	90	0.0	△ 7	△ 7.2
営 業 費 用	1,077,130	100.0	1,032,849	100.0	1,025,566	100.0	△ 7,283	△ 0.7
管 渠 費	66,809	6.2	65,576	6.4	61,715	6.0	△ 3,861	△ 5.9
処 理 場 費	272,045	25.3	277,125	26.8	289,064	28.2	11,939	4.3
水 質 規 制 費	245	0.0	235	0.0	262	0.0	27	11.5
普 及 促 進 費	4	0.0	-	-	-	-	-	-
業 務 費	9,247	0.9	10,110	1.0	9,698	1.0	△ 412	△ 4.1
総 係 費	33,071	3.1	31,148	3.0	26,384	2.6	△ 4,764	△ 15.3
減 価 償 却 費	683,643	63.4	647,653	62.7	633,108	61.7	△ 14,545	△ 2.2
資 産 減 耗 費	12,067	1.1	1,003	0.1	5,336	0.5	4,333	432.0
営業利益(△損失)	△ 621,468		△ 597,778		△ 594,470		3,308	0.6
営 業 外 収 益	933,292	100.0	914,555	100.0	880,047	100.0	△ 34,508	△ 3.8
受取利息及び配当金	347	0.0	376	0.0	337	0.0	△ 39	△ 10.4
他会計補助金	556,846	59.7	561,211	61.4	533,054	60.6	△ 28,157	△ 5.0
長期前受金戻入	375,899	40.3	352,630	38.6	346,376	39.4	△ 6,254	△ 1.8
その他雑収益	200	0.0	338	0.0	280	0.0	△ 58	△ 17.2
営 業 外 費 用	144,794	100.0	118,299	100.0	100,887	100.0	△ 17,412	△ 14.7
支払利息及び企業債取扱諸費	144,637	99.9	117,837	99.6	100,597	99.7	△ 17,240	△ 14.6
その他雑支出	157	0.1	462	0.4	290	0.3	△ 172	△ 37.2
経常利益(△損失)	167,030		198,479		184,690		△ 13,789	△ 6.9
特 別 利 益	189	-	157	-	573	-	416	265.0
その他特別利益	189	-	157	-	573	-	416	265.0
当年度純利益(△純損失) A	167,218		198,635		185,264		△ 13,371	
その他未処分利益 剰余金変動額 B	164,772		167,218		198,635		31,417	
当年度未処分利益剰余金 (△当年度未処理欠損金) (C = A + B) C	331,990		365,854		383,899		18,045	

※ 令和3年度未処分利益剰余金3億6,585万4千円のうち、1億6,721万8千円は資本金へ組み入れられました。また、1億9,863万5千円は減債積立金に積立て後、企業債の償還に充てられました。

令和4年度 上田市農業集落排水事業比較貸借対照表

【 借 方 (資 産) 】

(単位：千円・%)

区 分 科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
1 固 定 資 産	21,929,816	93.8	20,166,834	93.7	19,676,441	93.3	△ 490,393	△ 2.4
(1)有形固定資産	21,927,944	93.8	20,164,962	93.7	19,674,569	93.3	△ 490,393	△ 2.4
イ 土 地	923,371	4.0	869,395	4.0	869,395	4.1	0	0.0
ロ 建 物	974,848	4.2	883,847	4.1	868,444	4.1	△ 15,403	△ 1.7
ハ 構 築 物	19,556,441	83.7	17,972,484	83.5	17,423,729	82.6	△ 548,755	△ 3.1
ニ 機 械 及 び 装 置	462,292	2.0	425,321	2.0	493,414	2.4	68,093	16.0
ホ 車 両 運 搬 具	65	0.0	65	0.0	65	0.0	0	0.0
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	2,890	0.0	2,762	0.0	2,359	0.0	△ 403	△ 14.6
ト 建 設 仮 勘 定	8,038	0.0	11,088	0.1	17,164	0.1	6,076	54.8
(2)無形固定資産	1,872	0.0	1,872	0.0	1,872	0.0	0	0.0
イ 電 話 加 入 権	1,872	0.0	1,872	0.0	1,872	0.0	0	0.0
(3)投資その他の資産	0	-	0	-	0	-	0	-
イ 破 産 更 生 債 権	1,278	0.0	1,237	0.0	1,742	0.0	505	40.8
貸 倒 引 当 金	△ 1,278	0.0	△ 1,237	0.0	△ 1,742	0.0	△ 505	△ 40.8
2 流 動 資 産	1,443,107	6.2	1,352,289	6.3	1,419,913	6.7	67,624	5.0
(1)現金及び預金	1,355,367	5.8	1,303,861	6.1	1,362,029	6.4	58,168	4.5
(2)未 収 金	89,245	0.4	49,495	0.2	58,051	0.3	8,556	17.3
貸 倒 引 当 金	△ 1,505	0.0	△ 1,066	0.0	△ 168	0.0	898	84.2
資 産 合 計	23,372,923	100.0	21,519,123	100.0	21,096,354	100.0	△ 422,769	△ 2.0

【 貸 方 (負 債 ・ 資 本) 】

(単位：千円・%)

区 分 科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
3 固 定 負 債	5,938,628	25.4	4,841,720	22.5	4,220,478	20.0	△ 621,242	△ 12.8
(1) 企 業 債	5,675,957	24.3	4,576,757	21.3	3,953,093	18.7	△ 623,664	△ 13.6
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	5,675,957	24.3	4,576,757	21.3	3,953,093	18.7	△ 623,664	△ 13.6
(2) 引 当 金	262,671	1.1	264,964	1.2	267,386	1.3	2,422	0.9
イ 修 繕 引 当 金	229,427	1.0	229,427	1.1	229,427	1.1	0	0
ロ 退 職 給 付 引 当 金	33,243	0.1	35,536	0.2	37,958	0.2	2,422	6.8
4 流 動 負 債	992,972	4.2	815,631	3.8	848,450	4.1	32,819	4.0
(1) 企 業 債	815,414	3.5	761,198	3.5	750,164	3.6	△ 11,034	△ 1.4
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	815,414	3.5	761,198	3.5	750,164	3.6	△ 11,034	△ 1.4
(2) 未 払 金	169,666	0.7	52,416	0.2	96,813	0.5	44,397	84.7
(3) 引 当 金	2,141	0.0	2,016	0.0	1,466	0.0	△ 550	△ 27.3
イ 賞 与 引 当 金	1,791	0.0	1,685	0.0	1,227	0.0	△ 458	△ 27.2
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	350	0.0	331	0.0	239	0.0	△ 92	△ 27.8
(4) その他流動負債	5,752	0.0	1	0.0	6	0.0	5	500.0
5 繰 延 収 益	13,096,289	56.0	12,540,061	58.3	12,520,452	59.3	△ 19,609	△ 0.2
(1) 長 期 前 受 金	13,096,289	56.0	12,540,061	58.3	12,520,452	59.3	△ 19,609	△ 0.2
イ 受 贈 財 産 評 価 額	76,969	0.3	74,098	0.3	71,227	0.3	△ 2,871	△ 3.9
ロ 国 県 補 助 金	7,074,905	30.3	6,491,648	30.2	6,275,343	29.8	△ 216,305	△ 3.3
ハ 一 般 会 計 補 助 金	3,539,574	15.1	3,692,836	17.2	3,910,881	18.5	218,045	5.9
ニ 新 規 加 入 金 等	2,404,840	10.3	2,281,479	10.6	2,263,000	10.7	△ 18,479	△ 0.8
(負 債 合 計)	20,027,889	85.7	18,197,412	84.6	17,589,380	83.4	△ 608,032	△ 3.3
6 資 本 金	2,949,141	12.6	2,918,942	13.6	3,086,161	14.6	167,219	5.7
7 剰 余 金	395,893	1.7	402,769	1.9	420,814	2.0	18,045	4.5
(1) 資 本 剰 余 金	63,903	0.3	36,915	0.2	36,915	0.2	0	0.0
イ 国 県 補 助 金	63,903	0.3	36,915	0.2	36,915	0.2	0	0.0
(2) 利 益 剰 余 金	331,990	1.4	365,854	1.7	383,899	1.8	18,045	4.9
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	331,990	1.4	365,854	1.7	383,899	1.8	18,045	4.9
(うち当年度純利益)	(167,218)	0.7	(198,635)	0.9	(185,264)	(0.9)	(△ 13,371)	(△ 6.7)
(資 本 合 計)	3,345,034	14.3	3,321,711	15.4	3,506,975	16.6	185,264	5.6
負 債 ・ 資 本 合 計	23,372,923	100.0	21,519,123	100.0	21,096,354	100.0	△ 422,769	△ 2.0

1) 事業の概況

事業体名	給水人口	給水面積	施設能力	一日最大給水量	一日平均給水量	職員数 (パート職員含む)
長野市	267,895 人	191.35 km ²	165,039 m ³ /日	99,367 m ³ /日	91,120 m ³ /日	122 人
千曲市	6,774 人	8.26 km ²	5,388 m ³ /日	2,616 m ³ /日	2,181 m ³ /日	3 人
上田市	131,982 人	117.73 km ²	84,018 m ³ /日	50,760 m ³ /日	46,633 m ³ /日	55 人
企業局	184,972 人	292.25 km ²	100,000 m ³ /日	68,219 m ³ /日	52,967 m ³ /日	51 人
合計	591,623 人	609.59km²	354,445 m³/日	220,962 m³/日	192,901 m³/日	231 人

※坂城町は長野県企業局の給水区域に含まれる
 ※令和2年(2020年)決算統計調査による整理

4事業合計の給水人口は政令市(例:静岡市)に近い規模となる

2) 資産(施設)の概況

事業体名	浄水場数	配水池数	施設利用率 (高い方が効率が良い)	浄水施設の経年化率 (低い方が良い)	浄水施設の耐震化率 (高い方が良い)	配水池の耐震化率 (高い方が良い)
長野市	20箇所	256箇所	55.2%	31.6%	56.1%	35.0%
千曲市	5箇所	16箇所	40.5%	0.0%	0.0%	0.0%
上田市	5箇所	101箇所	55.5%	60.7%	13.7%	33.9%
企業局	2箇所	67箇所	61.1%	0.0%	100%	87.5%
合計・平均	4事業合計 32箇所	4事業合計 440箇所	全国平均:H30 59.8%	全国平均:H30 4.1%	全国平均:R1 32.6%	全国平均:R1 58.6%

※四捨五入等により公表値と異なる場合がある

※坂城町は長野県企業局の給水区域に含まれる

※令和2年(2020年)決算統計調査、経営比較分析表による整理

※全国平均は厚生労働省公表の令和元年度(2019年度)値、水道事業ガイドライン現状分析ツール(2018年度値)

施設数が多く、整備や管理に必要な労力が大きい

※「施設利用率」：施設能力に対する水道水の製造量を平均的に表す指標

※「浄水施設経年化率」：法定耐用年数を超過した浄水施設能力が全施設能力に占める比率

※「浄水施設の耐震化率」：耐震対策の施された浄水施設能力が全施設能力に占める比率

※「配水池の耐震化率」：耐震対策の施された配水池有効容量が全配水池有効容量に占める比率

3) 資産（管路）の概況

事業体名	管路延長	管路経年化率 (低い方が良い)	管路更新率 (高い方が良い)	管路耐震化率 (高い方が良い)	基幹管路の耐震管率 (高い方が良い)
長野市	2,469 km	22.9%	0.79%	15.2%	42.4%
千曲市	95 km	11.8%	0.20%	5.3%	41.0%
上田市	1,032 km	12.1%	0.48%	9.8%	28.8%
企業局	1,460 km	8.9%	0.44%	18.3%	40.5%
合計・平均	4事業合計 5,056 km	全国平均：H30 15.6%	全国平均：H30 0.60%	全国平均：H30 12.3%	全国平均：R1 40.9%

※坂城町は長野県企業局の給水区域に含まれる

※四捨五入等により公表値と異なる場合がある

※令和2年（2020年）決算統計調査、経営比較分析表による整理

※全国平均は厚生労働省公表の令和元年度（2019年度）値、水道事業ガイドライン現状分析ツール（2018年度値）

管路延長が長く、整備や管理に必要な労力が大きい

※「管路経年化率」：法定耐用年数（40年）を超過した管路延長が総延長に占める割合

※「管路の更新率」：1年間に更新した管路延長が総延長に占める割合

※「管路耐震化率」：耐震管延長（ここでは、水道配水用ポリエチレン管を含む）が管路総延長に占める比率

※「基幹管路」：全管路のうち導水管、送水管、配水本管（配水支管の分岐がない管路）のこと

下水道の耐震化・老朽化

1 耐震化

ア) 管 渠

上田市の公共下水道における管渠は約 940km（令和 4 年度末）あり、すべての管渠の耐震性能を同一レベルにすることは、費用対効果の観点から現実的でないことから、重要度の高い路線を「重要な幹線」として耐震性能の目標に合った対策を進めています。

「重要な幹線」：河川、鉄道を横断している管渠や地域防災計画で定められている緊急輸送路下、防災拠点、避難所の排水を受ける管渠

重要な幹線：189.3Km 内耐震工事済：85.1km 45%（全国平均 56%）

イ) 処理場・ポンプ場

市内には 7 か所の公共処理場と 3 か所のポンプ場があります。

これらを、施設ごとに 106 施設に分けて順次耐震診断および耐震化工事（年平均 3 億円）を実施しています。

- ・耐震診断済：68 施設（64.2%） 未耐震診断：38 施設
- ・耐震済：48 施設 70.6%（診断済 48/68） 全体 45.3%（48/106）
全国平均 40%

2 老朽化

ア) 管 渠

上田市では昭和 42 年から管渠の布設を行い、50 年と言われる耐用年数を超えている管渠は 20.4Km あり、耐用年数を過ぎた老朽化率は 2.2%となります。

全延長：940km 老朽管：20.4km

しかしながら、強度不足が懸念される陶管や硫化水素ガスにより浸食が想定されるヒューム管が約 90km あり、耐用年数を迎える前に耐震化を実施しなければならない管渠があります。

イ) 処理場・ポンプ場

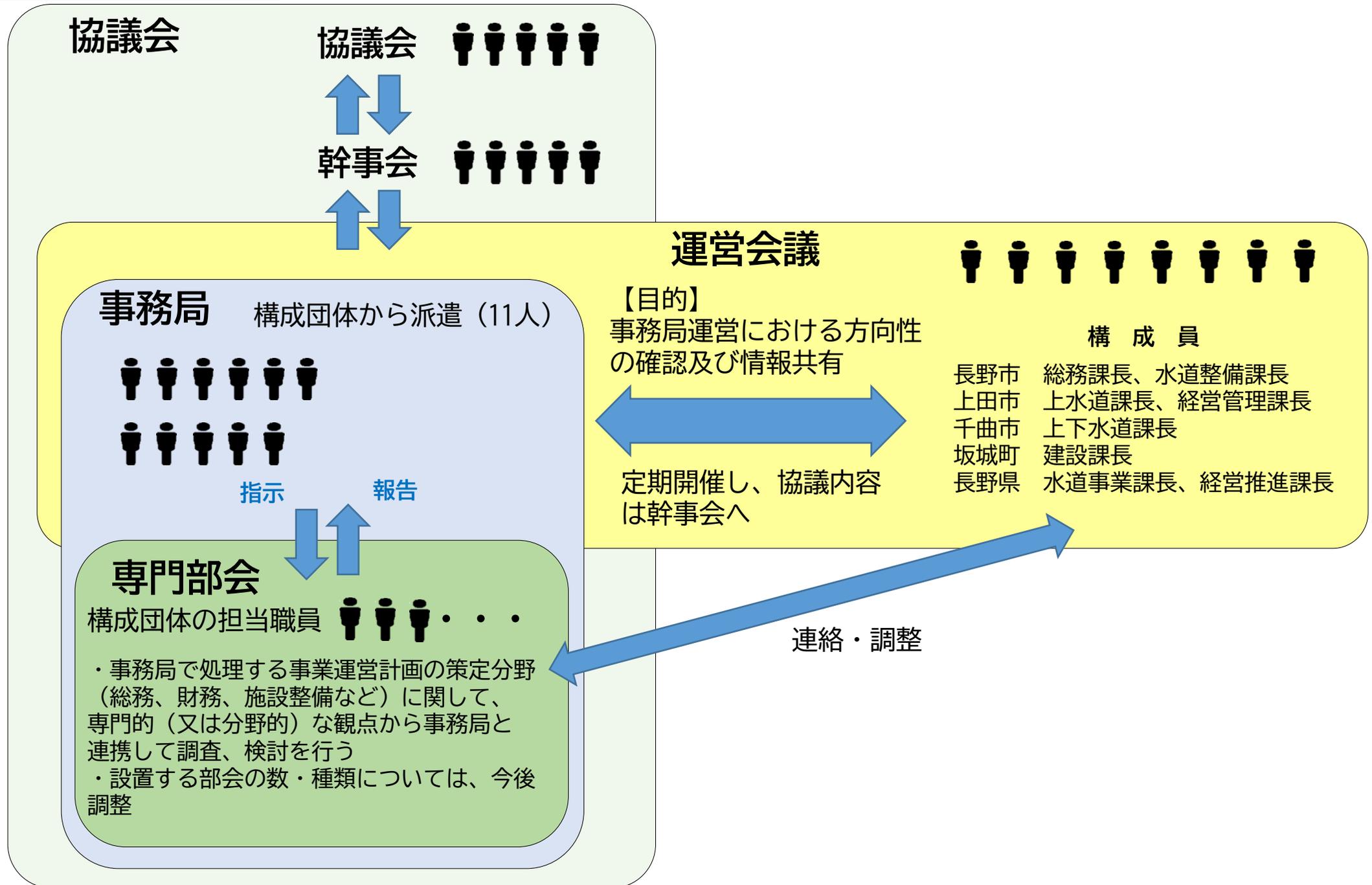
処理場の機器類は高額で、耐用年数で更新をすると年間平均で 2.3 億円掛かるといわれているため、健全度やリスクを考慮してストックマネジメント計画を作成しています。

状態監視保全を行いながら、第 1 期ストックマネジメント計画は令和元年から 5 年、2 期は令和 6 年から 10 年で進めており、年間平均 1.0 億円で実施しています。

協議会の概要

項目	内容
名称	上田長野地域水道事業広域化協議会
目的	上田長野地域における水道事業の統合を目指し、企業団設立に向けた検討、協議を行う
構成団体	長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県
協議事項	企業団規約に関すること 広域的事業の運営計画(組織・職員体制、業務・財政運営、施設整備、情報システム整備等)に関すること 住民理解を得るための広報に関すること 下水道事業との連携に関すること
組織体制等	協議会 【構成員】 長野市長、上田市長、千曲市長、坂城町長、長野県公営企業管理者
	幹事会 【構成員】 (長野市) 上下水道事業管理者、上下水道局長 (上田市) 上下水道局長 (千曲市) 建設部長 (坂城町) 建設課長 (県) 公営企業管理者
	事務局等 【構成員】 各団体から規模に応じ派遣 計11人 【設置場所】 上田駅前ビル「パレオ」(上田市所有施設) 【費用負担】 協議会の事務に要する費用は、構成団体が負担
設置時期	令和6年4月8月

協議会の組織体制



今後の協議事項等について

R5

R6～

研究会での検討・準備

- ・ 広域化についての研究
- ・ 住民説明会やアンケート調査
- ・ 広報用動画等の制作やシンポジウムの開催

広域化協議会の設立

協議会による検討・協議

企業団規約
広域的事業の運営計画
・ 組織、職員体制
・ 業務、財政運営
・ 施設整備、システム整備 など
住民理解を得るための
広報・広聴

関係団体議会における企業団設立の議決

企業団設立申請・許可

企業団の設立

企業団設立後の対応

議会設置
・ 議員選出

予算・条例議決

水道事業
認可・廃止

企業団による
広域的な事業実施

施設整備計画の検討、策定

施設整備の順次実施